

群 教 セ	J01 - 01
	平 17.230集

自己点検教材「きみは、だいじょうぶ？」 の作成と活用

－ 基本的人権を尊重する意識を育てるために －

特別研修員 宮本 和美 (群馬県立西邑楽高等学校)

(研究の概要)

本研究では、高校における人権教育の場面で、生徒の基本的人権を尊重する意識を育てるために、具体的な人権侵害の事例の提示や人権意識のチェック、自分の考えをまとめるためのワークシートをWeb形式でまとめた自己点検教材「きみは、だいじょうぶ？」を作成した。本教材を活用することにより、生徒は、自分を振り返り、人権侵害の加害者および被害者双方の心理について考え、人権侵害を自分の問題として認識することができた。

キーワード 【人権尊重教育 高校 いじめ 自己点検 Web形式】

主題設定の理由

人権教育は学校によって取り組みと内容に差があり生徒の内面にまで人権意識を浸透させる手だてに不足していると考え。一般論を教え込むばかりで具体的な事例に欠ける場合が多い。人権教育をすることによって、生徒の行動が人権尊重に基づいたものに変容するとは限らない。

例えば、コンピュータや携帯電話で利用できる掲示板に生徒が実名を出されて誹謗・中傷されることがある。掲示板には発信者の氏名が表示されないので、解決は困難を極める。被害にあった生徒は、心に深い傷を負う。また、生徒に、「携帯電話の掲示板で誹謗・中傷をしないように。」と注意を呼びかけても、「(掲示板で誹謗・中傷することが)なぜいけないのか？」と逆に質問されることさえある。

そのような発言が出る背景には、自分や相手を尊重するという意識の希薄さがあると考え。本校2学年1クラス(生徒38名)で行ったアンケートで、「今までに友人を無視したことがあるか？」という質問に対して、あると答えた生徒が23.7%(9名)、ないと答えた生徒が71.1%(27名)であった。また、携帯電話で利用できる掲示板に悪口を書き込んだことがあるかという質問に対しては、あると答えた生徒が2.6%(1名)、ないと答えた生徒が92.1%(35名)であった。生徒は人権侵害の被害者になりうると同時に加害者にもなりうる。人権侵害をしないためには、どのような

行動が人権侵害に当たるのかを知らなければならぬ。人権侵害は法律違反であり、未成年であっても罰せられるという事実も知らなければならぬ。そして人権を尊重する行動を具体的に実践できるようにする必要がある。生徒がもつ人権に対する意識は千差万別である。いくら知識を学んでも、自分自身にも関わる問題として人権を考えるようになる生徒は少ない。しかし、「人権侵害をしてよい。」と思っている生徒は一人もいない。だからこそ、自他の人権を尊重する意識を高めることが必要であると考え。

そこで、コンピュータを使って、生徒一人一人が、日ごろの自分の行動が人権侵害に当たるものでないかどうかを繰り返し自己点検できる教材を作成したいと考え、本主題を設定した。

研究のねらい

高校における人権教育の場面において、生徒の基本的人権を尊重する意識を育てるために、自分の行動を振り返り、相手の立場を考え、人権侵害を自分の問題として考えるために役立つ教材を作成し、人権教育の中で活用して、その有効性を検証する。

研究の見通し

人権侵害の事例や人権意識のチェック、自分の考えをまとめるためのワークシートをWeb形式

でまとめた教材を作成し、人権教育の中で活用すれば、生徒は自分の行動を振り返り、相手の立場を考え、人権侵害を自分の問題として考えることができるであろう。

研究の内容

1 教材の概要

(1) 基本的な考え方

本教材は、高校における人権教育を行う場面で活用し、生徒に基本的人権を尊重する意識を育てることを目的に作成する。また、本教材は、自分の行動を折に触れて自己点検することができるように、生徒一人一人に対して直接語りかけるような構成にする。本教材を活用することにより、生徒自身が自分と向き合い、人権尊重に基づく行動ができていのかどうかを自問自答する機会を設けることができると考える。

具体的には、人権侵害の事例を提示して、自分が普段している行動を振り返る。

本教材では、掲示板における誹謗・中傷、学校や職場におけるいやがらせ、集団生活で起こる突然の仲間はずれ、噂の対象になった場合あるいは噂を流してしまう場合という四つの事例を取り上げる。各事例について自分の行動を振り返り、自己点検を行い、「なぜこのような行為をしてしまうのか？」と問いかけ、人権侵害をする側とされる側の心理を考えさせる。そうすることによって、人権侵害を自分の問題として考え、なぜ人権侵害が発生するのか、防止する対策を生徒自身が具体的に考えられるようにする。

ア 自分の行動を振り返る

生徒たちは、人権を侵害することは良くないと認識しながらも、人権侵害をされた人が自分の親しい友人・知人でない限り、特別に関心をもたないようである。

要するに、自分が、自分と親しい人たちが被害を受けなければ、それ以外の人たちが受けた被害および加害は、生徒たちにとっては、「他人事」に過ぎないのである。

だからこそ、生徒たちは、例えば自分が気に入らない相手の実名を出して掲示板で誹謗・中傷しても、自分がしたことを正当化できるのではない。自分の気分を害するような言動をする人であってもその人をおとしめるような言動はすべきでない。けれども生徒たちは、「自分を不愉快にさ

せる相手にも問題がある。」と主張することが多い。このような自己中心的な考え方が、無意識の人権侵害を生む温床となる危険性は大きいにある。そこで、人権侵害の事例をもとに日ごろの自分の行動を振り返り、自己点検することが必要になってくる。

イ 相手の立場を考える

自分以外の人の上に起こることは、自分の身にもいずれは起こることがある。

自分の周囲で起こる人権侵害を「他人事」と認識し、やり過ごしてしまうようでは、いくら授業時間および教科書のページの多くを割いて「基本的人権を尊重するように。」と指導しても、何の意味もないことになってしまうと考える。

そこで、実際に起こりうる人権侵害の事例を示し、人権侵害をする側・される側の心理を分かるようにして、人権侵害の事例を自分のこととして考えられるようにした。

生徒たちが、誰でも、人権侵害の被害者になったり加害者になったりすることがあるということを認識し、具体的な事例をもとにして人権について考えを深めるようにすることで、授業で学んだ「基本的人権」に関する知識が、生きた知識となって実際の生活の様々な場面で活かされ、人権を尊重する意識を育てることができると考える。

ウ 自分の問題として考える

作成する教材では「いじめ」「いやがらせ」の二つの面から生徒に行動を振り返らせ、自分がした言動が人権侵害に当たるかどうか自己点検させるものとする。

生徒に、「こんな場面ではどうしますか？」と問いかけ、どんな行動をとるかを考えさせる。その答えにより、自分の行動が人権を尊重するという視点に立って見た時に適切であるかどうかを確認することができる。

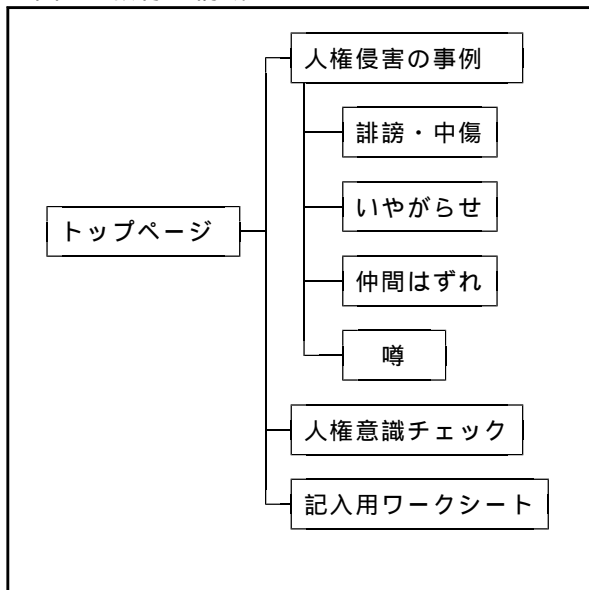
問いかけに対して生徒は「もし自分だったらどうするか」と考え、自分がとるであろう行動を文章でワークシートに記入する。そこで、「なぜ人権侵害が起こるのか？」という疑問をいただき、その疑問を解決するため人権侵害の事例は生徒たちにとって他人事ではなくなると考える。

自分の問題として人権侵害の事例を考えることにより、生徒の行動が人権尊重に基づいたものに変容すると期待できる。

(2) 教材の構成

本教材の構成は図1のとおりである。

図1 教材の構成



2 教材の内容

(1) トップページ

生徒の興味を引くために、「きみは普段、基本的人権を大事にしながら生活しているかな？チェックしてみよう！！」という呼びかけを提示した。その下に日本国憲法第11条〔基本的人権の享有と本質〕の条文を挙げた。これにより基本的人権が憲法においてどのように定義されているか理解できるようにした。条文の下には、自分が人権を侵害されたら傷つくように相手も人権を侵害されたら傷つくという、本教材で自己点検を行う上での基本的な考え方を示した。

このページに「人権侵害の事例」「人権意識チェック」「記入用ワークシート」へのリンクを設定した（図2）。

図2 トップページ

きみは、だいじょうぶ？

きみは普段、基本的人権を大事にしながら生活しているかな？ チェックしてみよう！！

日本国憲法第11条〔基本的人権の享有と本質〕
国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

あなたの基本的人権が守られるように、
あなた以外の人たちの基本的人権も守られています。
あなたが基本的人権を侵害されたら傷つくように、
あなた以外の人たちも基本的人権を侵害されたら傷つくのです。

(2) 人権侵害の事例

四つの人権侵害の事例を挙げ、それぞれをクリックして開き、自分の行動を振り返り、自分ならどのように事例を考えるか、どのように振る舞うかを考えられるように構成した（図3）。

図3 人権侵害の事例

人権侵害の事例

人権侵害はみなさんの日常生活の中にひそんでいます。
もしこんな場面に出会ったら、あなたなら、どうしますか？？
それぞれクリックして、考えてみましょう。
4つの事例について自分の行動を振り返ることができたら、
「人権意識チェック」（←文字をクリック）をやってみましょう♪

- ☆ [誹謗・中傷（ひぼう・ちゅうしょう）](#)
- ☆ [いやがらせ](#)
- ☆ [仲間はずれ](#)
- ☆ [噂](#)

ア 誹謗・中傷

ここでは掲示板で誹謗・中傷を行ったことがあるかどうか、自分の行動を振り返ることができるようにした（図4）。誹謗・中傷を行ったことがある場合には、掲示板に誹謗・中傷を書き込む行為は犯罪なので、すぐにやめるように注意を表示すると同時に、された側の心理を考えられるような構成にした。被害にあったことがない、若しくは、知人が被害にあったという場合には、もし自分が誹謗・中傷されたらどうするか考えさせるのと併せて、誹謗・中傷する側の心理を考えさせる構成にした。誹謗・中傷をする側とされる側の心理を考えることによって、誹謗・中傷した生徒は以後そのようなことをしないように、自分の行動を改めることの大切さに気付けるようにした。また、そのような被害を受けたことのない生徒については、加害の立場に回らないように、自分の行動に注意を払う必要性に気付けるようにした。

図4 誹謗・中傷のページ

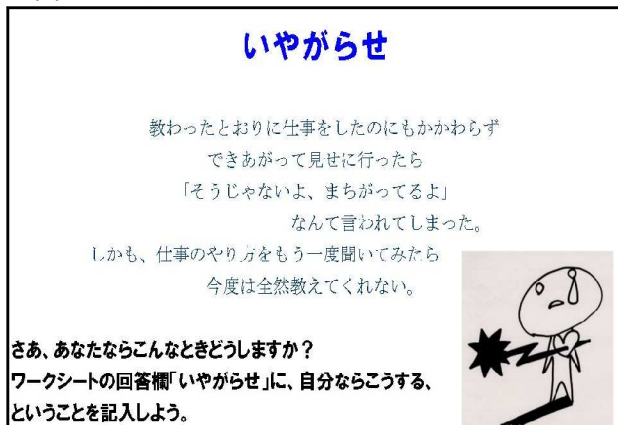
☆ 誹謗・中傷（ひぼう・ちゅうしょう…悪口）

あなたは、ケータイの掲示板に誰かの名前を出して悪口を書いてしまったことはありませんか？
あてはまる回答をクリックしよう。
実はある
[そういうことをされた友達がいるorそういう話を聞いたことがある](#)
[そんな話は聞いたことがない](#)

イ いやがらせ

ここでは、生徒が将来進学するであろう学校や就職するであろう職場を想定して、仕事のやり方を教えてもらえないなどのいやがらせを取り上げた。もし自分がいやがらせをされたらどんな反応をするかを考えさせ、ワークシートに書き込めるような構成にした。書き込んだ後、いやがらせをする側・される側の心理を考えさせるページへ進む構成とした(図5)。

図5 いやがらせのページ



ウ 仲間はずれ

ここでは学校や職場などにおいて突然仲間はずれにあった場合を想定して、自己の行動を振り返ることができるようにした(図6)。

自分のちょっとした言動が周囲の人を不愉快にさせたことで仲間はずれになる場合や、偶然人間関係の変化から関係のない人が巻き込まれてしまうこともある。仲間はずれをする側としては集団心理が働いて、仲間はずれに面白みを感じてしまうこともあり、集団の中にいるため仲間はずれを制止できない場合もある。

そこで、突然の仲間はずれにあった場合は冷静に事態を把握するように説明し、学校であれば担

図6 仲間はずれのページ



任の先生に、職場であれば社員をまとめる立場の人に相談するようと呼びかける画面を表示し、自ら解決することの重要性に気付かせるようにした。

エ 噂

ここでは、自分が噂を流された場面を想定して、自分ならどうするか考え(図7)、ワークシートに記入できるようにした。

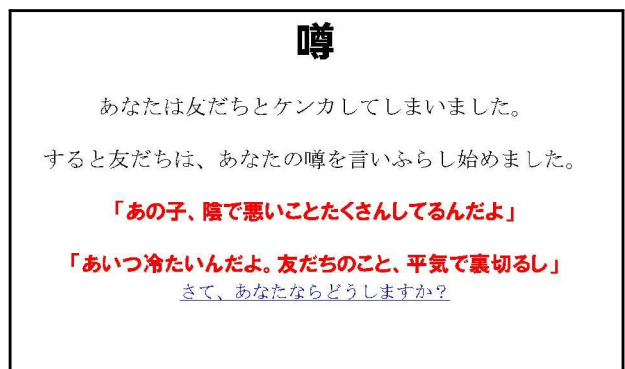
また、生徒へ「あなた自身が噂を流したことがありますか?」と問いかけるページも用意し、自分の行動を振り返るきっかけを提示した。

噂を流したことの無い生徒や、噂に関わったことの無い生徒に対しても「噂をする側の心理を考えよう。」と呼びかけ、自己点検をしやすいようにした。

噂は、噂の対象となる人物をおとしめようとしてなされるものである。教材の中では、噂をしている人は自分の私生活が充実していないことが多く、したがって噂をすることで自分の憂さ晴らしをしていることが多いと説明し、噂をする側の心理を理解しやすいようにした。

万が一自分が噂を流されてしまった場合の対応策としては、過剰に反応しないことを挙げた。一方、噂話が始まったら話の輪の中に加わらないことを伝える内容とした。

図7 噂



(3) 人権意識チェック

「人権侵害の事例」すべての項目について自らの行動を振り返った後で、トップページに戻って「人権意識チェック」へ進み、人権侵害の事例でいじめやいやがらせをする側、される側の心理を自分なりに理解できたかを点検する構成とした(図8)。

図8 人権意識チェックのページ

人権意識チェック

それぞれの事例を考えることにより、基本的人権について理解を深めることができましたか？
次の質問について考えてみましょう。

Q 1 なぜ人はいじめやいやがらせをするのだろうか？ →A 1

Q 2 いじめやいやがらせを受けたら、どんなふうを考えればいだろうか？
→A 2

Q 3 いじめやいやがらせを解決するにはどうすれば効果的だろうか？
→A 3

「なぜ人はいじめやいやがらせをするのだろうか？」「いじめやいやがらせを受けたら、どんなふうを考えればいだろうか？」「いじめやいやがらせを解決するにはどうすれば効果的だろうか？」という三つの設問について考えさせ、考えたことをワークシートにまとめ、自分の思考を言葉として残すと同時に、自分が普段人権に配慮した言動をしているかどうかを改めて振り返ることができるようにした。

3 実践

(1) 授業実践

対象 群馬県立西邑楽高等学校普通科2年3組(38名)

教科 公民科「現代社会」

単元名 日本国憲法……基本的人権の尊重

教室 LLP C教室

ねらい 自らの行動を振り返り、基本的人権を尊重する意識を向上させる。

(2) 展開

時 間	学 習 活 動 (学習者の活動等)	指 導 上 の 留 意 点
導 入 (10分)	<ul style="list-style-type: none"> 教材の内容、使い方を説明する。 教材で自己点検を進める際に自分が考えたことを記入するワークシートを配布する。 	始めは全体に説明し、疑問がある生徒には個別に対応する。
展 開 (35分)	<ul style="list-style-type: none"> 教材を使って各自で日ごろの行動が人権尊重を意識したものであるかどうかを、人権侵害の事例を見て自己点検する。 四つの事例について自分の行動を振り返ることができたら、人権意識チェックに回答する。 ワークシートに、自分が考えたことを記入する。 	机間指導をしながら、質問がある生徒には個別に対応する。
終 結 (5分)	<ul style="list-style-type: none"> ワークシートを提出する。 	ワークシートに必要な事項を記入してあるかどうか、提出前に再度確認させる。

なお、二つめの設問の「いじめやいやがらせを受けたら、どんなふうを考えればいだろうか？」の回答ページには、実際の相談に役立つように、群馬県地方法務局人権擁護課の電話番号を許可を受けて掲載した。

また、自分の行動を顧みただで、「それではどうすれば人権侵害をしないで済むか。」と考えることで、人権を尊重する意識を養うことの大切さを表示した。

(4) 記入用ワークシート

「人権侵害の事例」および「人権意識チェック」の「あなたならどうしますか？」「なぜ人はいじめやいやがらせをするのだろうか？」などの設問に対する回答を記入するワークシートを用意した。設問に対して、自分ならどのように行動するかを考え、書き出してみることで、自分の日ごろの行動が人権尊重に基づいたものであるかどうかを自己点検できるようにした。

4 結果と考察

(1) 自分の行動を振り返れたか

授業中生徒は、真剣に教材の設問について考えをめぐらせていた。また、生徒がワークシートに記入した文章から、「こんな時、自分だったらどうするのか改めて考えてみると、どうしたらいいのかわからなかった。でも、今回の教材を使った授業でこんな時、こんなふうに考え対処していけばいいんだと分かった。」「自分に対する様々な問題は、相談などをして、自分で解決していかなければいけないと思った。また、自分も考えて行動しなければいけないと思う。」など、それぞれの人権侵害の事例について自分の行動を振り返っている様子を伺うことができた。

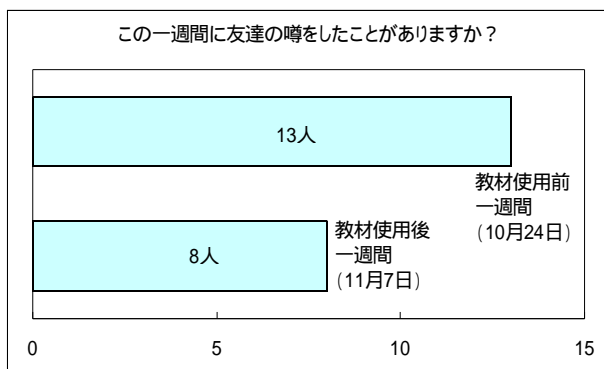
図9 自分の行動を振り返る生徒の様子



(2) 相手の立場を考えられたか

本教材を使用する前に2学年の1クラス38名に対して「この一週間に友達の噂をしたことがありますか?」と質問をしたところ「ある。」と回答した生徒が13名いた。しかし、本教材を使用した授業の一週間後に同様の質問をすると、8名が「ある。」と回答したが、本教材を使用した授業を境に、友達の噂をする生徒が5名減少した(図10)。

図10 アンケート結果



このことから、本教材の使用により、生徒が噂をすることで相手が不愉快な思いをすることという事に気付き、噂をすることを意識的にしないようになったと見ることができる。

「もし自分が噂を流されたらどうしますか?」という本教材の設問に対して生徒がワークシートに記入した文章にも、「噂を流す人に何で悪い噂を流すのか聞いてみる。その時に自分が悪かったら直すように努力する。」「相手に何でそんなことをしたのかと聞き、話し合っただけで誤解をとりません。」など、相手と話し合うことで人権侵害の事例を解決しようという姿勢が見られる回答が多かった。

(3) 自分の問題として考えられたか

生徒がワークシートに記入した文章から、「人権を侵害された場合、相手に落ち度があるのか、自分に落ち度があるのかは分かりません。解決で一番大切なのは自分を見失わないことだと思います。」「いじめやいやがらせを受けるのは、まだまだ自分が弱いからである。もっと強くならなくてはいけないと思う。」「仲間はずれにあった場合、もし知らぬ間に相手を傷つけていたのなら素直に謝る。」など、人権侵害の事例に出会った際自分ならどうするかという視点で考えている様子を伺うことができた。

まとめと今後の課題

人権侵害の事例をもとに自分の行動を振り返ることや、人権侵害をする側・される側の心理を分かるようにすることは、生徒の人権意識の向上に役立つことが分かった。

本教材は定期的に使用させることが望ましい。小学校でも中学校でも高校でも児童生徒が気軽に利用でき、自らの言動を振り返ることができるようになれば、いじめやいやがらせが減り、子どもたちは安心して学校で学べるようになると思う。そのために本教材を、人権侵害の事例に対してあなたならどうするかという回答の選択肢を増やすことにより、使いやすく改良したい。

<参考・引用文献>

・林 修三 高辻 正己 吉国 一郎 真田 英雄 共編 『法令用語辞典』 学陽書房(1979)

(担当指導主事 小林 努)